別表第一（第三条関係）中

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）	第七条
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第九号）	第四条第二項第一号

を

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）	第七条第一項及び第二項並びに第七条の十第一項及び第二項
経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第九号）	第十二条第一項及び第三項並びに第二十二条第一項及び第三項

に

改める。

告示

○厚生労働省告示第三百七十九号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）第十六条第一項の規定に基づき、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業（以下「船舶所有者の事業」という。）の種類の細目を次のように定め、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年七月二十八日

厚生労働大臣　舛添　要一

船舶所有者の事業の種類の細目表

事業の種類	事業の種類の番号	事業の種類の細目
船舶所有者の事業	90	9001　水産動植物の採捕又は養殖の事業
		9002　外航旅客運送事業
		9003　外航貨物運送事業
		9004　内航旅客運送事業
		9005　内航貨物運送事業
		9006　その他の船舶所有者の事業

○厚生労働省告示第三百八十号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条第二項及び第三項の規定に基づき、平成二十一年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第一項第四号に規定する自動変更対象額（以下単に「自動変更対象額」という。）を四千四十円に変更する。ただし、適用日前の期間に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付並びに適用日前に支給すべき事由の生じた法の規定による休業補償給付、障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、遺族補償年金前払一時金及び葬祭料並びに休業給付、障害一時金、障害年金差額一時金、障害年金前払一時金、遺族一時金、遺族年金前払一時金及び葬祭給付に係る自動変更対象額については、なお従前の例による。適用日前に死亡した労働者に関し法第十六条の六第一項第二号（法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の場合に支給される遺族補償一時金又は遺族一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に障害補償年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金又は適用日前に障害年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害年金に係る障害年金差額一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたものに係る自動変更対象額についても、同様とする。

平成二十一年七月二十八日

厚生労働大臣　舛添　要一

○厚生労働省告示第三百八十一号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、平成二十一年八月一日から平成二十二年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付又は平成二十一年八月から平成二十二年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。

平成二十一年七月二十八日

厚生労働大臣　舛添　要一

年齢階層の区分	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第一号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額
二十歳未満	四、五八五円	一三、二八四円
二十歳以上二十五歳未満	五、一二六円	一三、二八四円
二十五歳以上三十歳未満	五、七九〇円	一三、八六八円
三十歳以上三十五歳未満	六、三六三円	一六、七四九円
三十五歳以上四十歳未満	六、八五九円	一九、四九七円
四十歳以上四十五歳未満	七、一〇四円	二二、四一一円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇三一円	二三、九六九円
五十歳以上五十五歳未満	六、六二七円	二四、九五五円
五十五歳以上六十歳未満	五、九一九円	二三、五五一円
六十歳以上六十五歳未満	四、六四四円	二〇、四〇九円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇四〇円	一四、四五一円
七十歳以上	四、〇四〇円	一三、二八四円

○厚生労働省告示第三百八十二号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第一項第二号（同法第八条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十一年八月から平成二十二年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付又は平成二十一年八月一日から平成二十二年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金若しくは遺族補償一時金若しくは障害一時金若しくは遺族一時金に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

平成二十一年七月二十八日

厚生労働大臣　舛添　要一